⑵　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

⑵　②の欄は、現に免許を受けている無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）に指定されている識別信号を記載すること。

⑶　③の欄は、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。

⑷　④の欄は、訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由を記載すること。

4　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

5　申請書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第六号の六　登録又は包括登録の無線局に交付する登録状の様式（第25条の21第２項関係）　［新設］

無　線　局　登　録　状

氏　名　又　は　名　称	
登　録　人　の　住　所	
無　線　設　備　の　規　格	
登　録　の　番　号	
登　録　の　年　月　日	
登　録　の　有　効　期　間	

長